

公 告

御所 IC 工業団地（御所東高校跡地）第 1 期企業募集にかかる、工場の立地を希望する企業を、公募型プロポーザル方式により募集しますので公告します。

令和 8 年 3 月 2 6 日

奈良県知事 山下 真

1. 事業の目的

奈良県では、中南和地域の振興・通勤圏内での雇用機会の創出を目的とし、奈良県が事業主体となって造成・分譲を行う「御所 IC 工業団地」を整備中です。

今回、御所 IC 工業団地のうち「御所東高校跡地」の分譲を行うに当たり、地域への経済波及効果が期待され、また、脱炭素に先進的に取り組まれる企業を選定するものです。

2. 事業の名称

御所 IC 工業団地（御所東高校跡地）第 1 期企業募集

3. 募集の内容

「4. 土地の概要」で示す対象地において立地を希望する企業を募集します。

4. 土地の概要

次に示すとおりです。

●御所 IC 工業団地（御所東高校跡地）

① 所在地（予定地番）：御所市大字南十三 15 番 1

② 面積（計画）：16,201.50 m²

造成工事完了後に測量を行い、面積を確定し、確定面積で売買を行います。

③ 所有者：奈良県

5. 募集の対象業種及び立地可能施設

（1）立地可能施設

工場（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（る）項第 1 号に掲げるものを除く。）その他、「御所 IC 北地区 地区計画」の規制あり

（2）立地可能施設の業種

日本標準産業分類の大分類「製造業」及び「運輸業」に該当すること

※日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に定める「大分類 E 製造業」及び「大

分類H 運輸業、郵便業」

6. 売却条件

次に示すとおりです。

●御所 IC 工業団地（御所東高校跡地）

契約形態：県有財産売買契約

売買価格：売買価格は以下の価格を最低価格とし、事業者の提案によるものとします。

土地：706,385,400円

契約保証金：あり

土地引渡し時期：所有権の移転後、奈良県と事業者双方が、売買物件引渡確認書により引渡しの完了を確認することをもって、本件土地の引渡しを行うものとします。

土地引渡し条件：引渡日時点の現状有姿引渡し

7. 参加資格

(1) 参加資格要件

次の①～⑩に掲げる全ての要件を満たす必要があります。

- ①国内法によって設立された内国法人であること。
- ②業務施設の建設や事業運営に必要な資力及び信用等を有する者であること。
- ③「(2) 応募者及び操業者の要件」の要件を満たしていること。
- ④奈良県が別途指定する期日までに本件土地売買代金及びその他募集要項に記載する必要となる費用を確実に支払うことができる者であること。
- ⑤直近の決算期から起算して、3期連続債務超過（純資産の部がマイナス）でない者であること。なお、決算期が3期末満の者は、本要件を不要とします。
- ⑥地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑦国税及び奈良県税の滞納がない者であること。（ただし、奈良県内に本店・支店・営業所を有しない者は、本店所在の都道府県税を滞納していないこと。）
- ⑧本件土地の引渡日から、2年6ヶ月以内に着工、及び着工から3年以内に自ら操業若しくは「(2) 応募者及び操業者の要件」に規定する操業者に操業を開始させることができる者であること。
- ⑨事業提案書等提出の日までに「物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定」（平成7年12月奈良県告示第425号）に登録を完了している者（以下「入札参加資格所有者」という。）である場合、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領（以下「入札参加停止措置要領」という。）による入札参加停止の期間中でない者であること。入札参加資格所有者でない場合、事業提案書等提出の前日から起算し、入札参加停止措置

要領別表の「期間」に掲げる月数以内に「措置要件」に掲げる事項のいずれにも該当していない者であること。

- ⑩本件土地の引渡日から10年は、操業を継続する者であること。
- ⑪業務施設の建設及び経営に係る事業計画が、「Ⅲ-2. 募集の対象業種及び立地可能施設」に適合した内容となっている者であること。
- ⑫工場立地法（昭和34年法律第24号）及び本件土地における都市計画など関係法令等を遵守する者であること。
- ⑬公害の防止や環境保全等に対し、関係機関と十分協議を行うとともに、関係法令や本募集要項等の定めに従い、必要かつ十分な措置を講じる者であること。
- ⑭会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を受けていない者又は会社法（平成17年法律第86号）による特別清算を行っていない者であること。
- ⑮暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号から第5号に該当する者）のほか、次のa～fまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - a 役員等が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる法人
※役員等とは、役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。
 - b 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる法人
 - c 役員等が、その属する法人、その他の目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる法人
 - d 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる法人
 - e 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人
 - f 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる法人
- ⑯役員等が、次に掲げる本企業募集に関する検討業務委託の受託者又は当該受託者と資本面において関連（受託者の発行済み株式総数の100分の25を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の25を超える出資をしていること、若しくは組合員となっていることをいう。）しておらず、かつ、人事面で関連（代表者又は役員が受託者の代表者又は役員を兼ねていることをいう。）する者でないこと、及び当該受託者の依頼を受けて本企業募集に参加しようとする者でないこと。

・株式会社URリンケージ（東京都江東区東陽2-4-24）

(2) 応募者及び操業者の要件

応募者が操業者として自ら操業する場合のほか、応募者と操業者が異なる場合で、次の要件①及び②を満たす場合は応募できるものとします。

要件① 応募者と操業する企業が直接賃貸借契約（土地又は建物）を締結すること

要件② 応募者と操業する企業が関係会社であること

(応募可能なパターン例)

	土地所有者	建物所有者	操業者
1	A	A	A
2	A	A	B
3	A	B	B

凡例

A：県と本件土地の売買契約をする企業

B：Aの関係会社であり、土地若しくは建物についてAと直接賃貸借契約する企業

※上記パターン例に該当しない場合でも、事前協議の上、認める場合があります。

また、サービス業等の事務所が工場内に入っているような、生産活動に直接影響がないと認められる事業者は、操業者には含みません。

8. 審査方法

「御所 IC 工業団地（御所東高校跡地）第 1 期企業募集審査基準」に基づいて御所 IC 工業団地立地企業選定委員会が審査を行い、最優秀提案者及び優秀提案者等を選定します。その後、当該審査の結果に基づき、奈良県が優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

9. スケジュール

事項	時期
募集要項公表	令和 8 年 3 月 2 6 日（木）
質問事項受付期間	令和 8 年 3 月 2 6 日（木）～令和 8 年 4 月 3 0 日（木）まで
質問事項回答	令和 8 年 5 月 2 2 日（金）
事業提案書等受付	令和 8 年 6 月 1 日（月）～令和 8 年 6 月 3 0 日（火）まで
ヒアリング実施通知 等	令和 8 年 8 月中旬～下旬（予定）
二次審査（ヒアリング）	令和 8 年 9 月上旬～1 0 月下旬（予定）
優先交渉権者及び次点交渉権者決定	二次審査による最優秀提案者及び優秀提案者等決定後、速やかに決定する。

※「ヒアリング実施通知 等」以降のスケジュールは、事業提案書等受付の状況により変更する場合があります。

10. その他

- (1) 募集の詳細については、募集要項による。
- (2) 募集に関する情報提供は、原則として奈良県ホームページで提供する。

11. 事務局

奈良県産業部産業創造課

所在地：〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

電話：0742-27-8819（直通） FAX：0742-27-4473

Email：sangyo@office.pref.nara.lg.jp

ホームページ：<https://www.pref.nara.lg.jp/n100/p066005.html>